

富田林市 市民公益活動支援センター 業務標準仕様

1. 業務名称

富田林市市民公益活動支援センター業務

2. 業務目的

本業務は、市民公益活動支援センター業務を民間事業者へ委託することにより、有する専門知識並びに技能などに基づいた市民公益活動団体の支援相談や情報収集発信、啓発、交流、活動促進のための場所等の提供、多様な主体の間をつなぐマッチング・コーディネート及びネットワーク形成を行うことを通じて、人口減少と少子高齢化の急速な進展の中で、市民公益活動の特性を活かし、地域の活性化を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 市民公益活動団体支援相談業務

- ① 法人化や会計、その他市民公益活動団体の設立や運営等に関する各種相談対応
- ② 多様な主体を繋ぐマッチング・コーディネート業務

(2) 市民公益活動関連情報収集及び発信業務

- ① 市民公益活動団体に関する情報の収集及び発信
- ② 補助金等、活動を支援する情報の収集及び提供
- ③ センターニュースの発行（1回以上／2ヶ月）
- ④ ICTによる情報発信（2回以上／1ヶ月）

(3) 人材育成・研修講座及び交流会運営業務

- ① 市民公益活動推進と協働を担う団体の育成
- ② 市民公益活動に関する講座等の開催（10回／年程度）
- ③ 次世代の市民公益活動を担う人材の発掘と育成、活動支援を行う【Mira-tonTM（ダッシュ）】の開催（3回／年）

(4) 市民公益活動場所提供及び活動促進業務

- ① 市民公益活動団体の会議・交流・作業（印刷・コピー等）の場所の提供
- ② 市民公益活動支援のために必要な備品の市民公益活動団体への貸出・管理

(5) 市民公益活動団体相互ネットワーク構築業務

- ① センター利用登録、団体名簿作成等の事務
- ② 市民公益活動団体が活動PRのために集うことができるイベント等の企画・周知・参加
- ③ 他市支援センター等との交流会等の企画・周知・参加

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

なお、本業務を運営するに際し、生じる諸課題については、本業務受託事業者（以下、「受託者」という。）と市が協議のうえ、決定することとする。

4. 業務の展開

- ① 業務の実施日については、日曜日から土曜日のうち5日／週以上、業務時間は午前9時から午後9時までとし、年末年始については12月29日から1月3日までを休業とする。また、受託者の提案等により、市が必要があると認める場合には変更することが出来る。
- ② この業務を展開するにあたっては、市民公益活動団体（NPO や地縁団体など、自発的・自主的・継続的な社会貢献活動を行う各種団体。法人格の有無を問わない。）を幅広く業務の対象とし、市民全体に業務の成果が及ぶように努めること。
また、新たな企画や取り組める事業などがあれば、その趣旨と具体的な内容を提案すること。
- ③ 富田林市市民公益活動推進指針を理解し、その内容に従い事業展開に努めること。
- ④ 毎月の業務実施状況等の報告書を翌月10日までに市へ提出すること。
- ⑤ 利用者から利用料や参加料等の徴収は行わないものとする。ただし、催事や講座等の実施に係る実費（材料費等）は徴収できるものとする。
- ⑥ 業務内容が各課と関連する内容の場合は、担当課と密接な連携をとること。

5. 実施場所等

- ① 受託者は、本業務を実施するために「拠点事業所」を市内に開設すること。
- ② 受託者は、同者が拠点事業所以外に市内に有する事業所、本業務に賛同し協力する団体が市内に有する事務所等（以下、「ネットワークステーション」という。）又は公的施設（以下、「公的連携施設」という。）で業務内容の一部を実施することができる。
事業の実施場所は、市民が身近な場所で利用できるよう、これらの充実に努めること。
- ③ 上記②の「業務内容の一部」とは、「3. 業務内容」のうち（1）支援相談、（3）人材育成・研修講座及び交流会運営、（4）活動場所提供及び活動促進の業務である。
- ④ 「3. 業務内容」の（4）の①について、会議や交流、作業ができる広さを確保すること。
- ⑤ 「3. 業務内容」の（4）の②の備品のうち、印刷機・コピー機は、拠点事務所に設置すること。
- ⑥ 「3. 業務内容」の（4）の②の備品のうち、別表1に挙げる備品については、市から無償貸与し、拠点事業所又はネットワークステーションに備え付け、業務内容実施のために使用することができる。ただし、備品のメンテナンス費用は受託者の負担とし、印刷・コピー等の紙代・インク代・マスター代等の実費は利用者から徴収することができる。
- ⑦ 「3. 業務内容」の（4）の②の備品のうち、別表2に挙げる備品については、市から無償貸与し、拠点事務所に備え付け、センター利用登録を行っている市民公益活動団体等は無償で貸し出さなければならない。メンテナンス費用は予算の範囲内で市の負担とする。
- ⑧ 拠点事業所には、専用電話を設置すること。
- ⑨ 拠点事業所には外部から見える場所に「富田林市市民公益活動支援センター」の事業所であることがわかる看板等を設置すること。

6. 職員の配置

拠点事業所に、この業務に精通し、業務遂行能力のある専従職員を少なくとも1名勤務させること。専従職員は他の業務との兼務はできないこととする。また、職員の就労に関しては、労働基準法を順守すること。

7. 業務期間

業務期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までとする。

8. 提案限度額

25,496,000円（税込。上記、業務期間にかかる分）

9. その他

- ◎ 個人情報の取り扱いについて、富田林市個人情報保護条例第30条の規定に基づき、個人情報の保護に努めることとする。
- ◎ 業務の継続が困難となった場合について、受託者の責めに帰すべき事由である場合、市は契約解除することができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。また、天災その他の不可抗力又は市及び受託者双方の責めに帰すべき事由がない場合は、業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が調わない場合、市は契約を解除できるものとする。
- ◎ 受託者は、業務期間が終了するとき、又は契約が取り消されたときは、次期業務受託者又は市に対して、速やかに必要な引き継ぎをすること。

別表1

No.	備 品 名	数量	購入年月日	備 考
1	会議用スタッキングチェア	12 脚	平成17年10月	
2	ミーティングテーブル四角型	2 台	平成17年10月	
3	ホワイトボード	1 台	平成17年10月	
4	パンフレットスタンド	3 台	平成17年10月	
5	自動紙折り機	1 台	平成17年10月	
6	事務用椅子	1 脚	平成17年10月	
7	強力パンチ	1 台	平成17年10月	
8	ノート型パソコン	1 台	令和5年9月	
9	大型ホッチキス	1 台	平成17年10月	
10	デジタル印刷機	1 台	平成24年5月	
11	裁断機	1 台	平成17年10月	

別表2

No.	備 品 名	数量	購入年月日	備 考
1	デジタルハイビジョンレコーダ	1 台	平成17年10月	
2	デジタルビデオカメラ	1 台	平成17年10月	
3	ポータブルラジカセ	1 台	平成17年10月	
4	ICレコーダ	1 台	平成17年10月	
5	デジタルカメラ	1 台	平成17年10月	
6	ワイヤレスアンプセット	2 台	平成17年10月 令和5年11月	
7	携帯スクリーン	2 台	平成17年10月	
8	液晶プロジェクタ	1 台	平成29年5月	
9	16型液晶モニター	1 台	平成17年10月	
10	37型液晶モニター	1 台	平成17年10月	